



森林の立木を伐採するときは届出を

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」、伐採完了後は「伐採に係る森林の状況報告書」、造林完了後は「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する義務が課せられています。

それ以外に提出することが森林法で義務付けられています。



問い合わせ先
役場耕地林務課
林務係
☎(86)1159[直通]

○届出や報告の提出はなぜ必要？

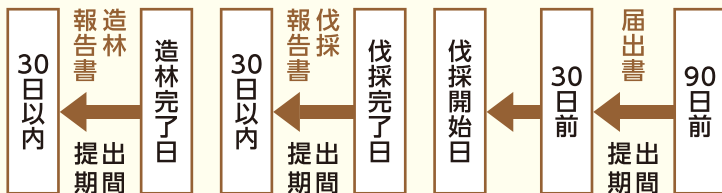
長島町森林整備計画に即して適切に伐採と造林を行い、健全で豊かな森林を作るためです。

○提出の対象者は？

森林所有者や立木を買い受けたかたです。

※立木を伐採するかたは伐採後の造林を行うかたが異なる場合は、共同で提出します。

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」	「伐採及び伐採後の造林の届出書」	提出書類
伐採および造林を完了した日から30日以内	伐採を開始する90日から30日前まで	提出時期
30万円以下の罰金 (森林法第210条)	100万円以下の罰金 (森林法第208条)	未提出の場合



選定療養費が変わります

10月1日から出水総合医療センターと水俣市立総合医療センターの「選定療養費」が変わります。

令和2年度から、200

床以上の地域医療支援病院では、ほかの医療機関からの紹介によらず受診された場合、通常の診療費のほかに選定療養費を徴収することが義務付けられており、令和4年度の診療報酬改定により、選定療養費の額の改定が行われました。

初診時・再診時に加算する選定療養費は「大きな病院は高度・専門治療を行い、初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)が行う」という医療機関の役割分担の推進を目的として国が定めた制度です。

かかりつけ医からの紹介状があると、選定療養費の負担はありません。地域の医療機関が協力して皆さんの健康を支えられるよう連携を強化していくためにも、かかりつけ医を持つことに協力ください。

※救急で搬送された場合など選定療養費の負担が発生しないことがあります。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先
出水総合医療センター医事課
☎(67)1611
水俣市立総合医療センター医事課
☎0966(63)2101



赤字が10月1日からの選定療養費。()内は9月30日までの金額。金額は全て税込み。	各医療機関の選定療養費		
	出水総合医療センター	水俣市立総合医療センター	
初診時選定療養	7,700円(5,500円)	内科 7,700円(5,500円)	歯科 5,500円(3,300円)
再診時選定療養費	3,300円(2,750円)	内科 3,300円(2,750円)	歯科 2,090円(1,650円)